

藤枝市に移住したい子育てファミリー世帯を応援します!



子育てファミリー移住定住促進事業

子育てファミリー世帯の移住に

最大 **100万円** を助成します!

令和元年度より『新築マンション』が補助対象に! 『18歳以下の子がいる世帯』へ対象世帯を拡大!



新築住宅取得事業

■子育てファミリーが金融機関から購入融資を受けて新築住宅、新築マンションの建築または購入に要する経費を助成。

住民票異動後の申請。

市外から転入：最大50万円

市内での転居：最大30万円

(市内での転居は賃貸住宅に居住している場合のみ対象となる)



新築住宅移転事業

■子育てファミリーが新築住宅、新築マンションに移転する際に要する経費(引越し費用に限る)を助成。

住民票異動後の申請。

市外から転入：最大50万円

併用すれば・・・市外から転入：最大100万円
市内での転居：最大30万円



問合せ先

藤枝市都市建設部空き家対策室
〒426-8722 静岡県藤枝市岡出山1丁目11番1号
電話 054-643-3481 (直通)
FAX 054-643-3280
E-mail kenchiku@city.fujieda.shizuoka.jp

藤枝市 子育てファミリー

検索

詳しい内容は
こちらからも
確認できます→



藤枝市子育てファミリー移住定住促進事業概要

【事業の主旨】

- 藤枝市への子育て世帯の移住・定住の促進を図る

【用語】

■ 子育てファミリーとは

平成13年4月2日以後に生まれた子または妊娠している者がいる世帯

■ 新築住宅とは

人の居住の用に供したことの無い一戸建て住宅(建設工事の完了の日から起算して1年を経過したものを除く)。

建売住宅を含む。

■ 新築マンションとは

区分所有建物であって、居住を目的とする共同住宅の単一の住戸のうち、人の居住の用に供したことの無いもの

(建設工事の完了の日から起算して1年を経過したものを除く)。

【補助金交付申請期間】

平成31年4月1日から平成32年3月31日までに住民票の異動を行ったものについて、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの申請が必要。様式に関してはホームページをご覧ください。空き家対策室までお問合せください。

※ 住宅金融支援機構のフラット35で融資を受ける方の子育て支援型・地域活性化型利用申請は住民票異動前に行う必要があります。

新築住宅取得事業

《 補助要件 》 ※全てに該当すること

- ①市外から転入または、市内賃貸住宅から転居した子育てファミリーであること
- ②新築住宅・新築マンションを建築または購入し、住民票を異動した者
- ③建築または購入について金融機関から融資を受けている者
- ④市税を滞納していない者
- ⑤移住レポートを提出できる者(市外からの転入に限る)
- ⑥建築または購入について、市の実施する他の補助金等を受給していない者(建築または購入についての補助金等に該当するかは空き家対策室までお問合せください)

※補助金の交付回数は、同一世帯に対し1回限り

《 補助対象経費 》

- ①金融機関から融資を受けた金額(土地取得分を除いた金額)
 - ②工事請負金額(注文住宅)または不動産売買契約金額(建売住宅、新築マンション)
- ※①②のうちどちらか低い金額を補助対象経費とする。

《 補助金の計算 》

- ・補助対象経費 × 補助率 1 / 2
- ※ただし、市外からの転入世帯は50万円、市内賃貸住宅からの転居世帯は30万円を上限とする。

新築住宅移転事業

《 補助要件 》 ※全てに該当すること

- ①市外から転入した子育てファミリーであること
- ②新築住宅、新築マンションへ住民票を異動した者
- ③市税を滞納していない者
- ④移転について、市の実施する他の補助金等を受給していない者(移転についての補助金等に該当するかは空き家対策室までお問合せください)

※補助金の交付回数は、同一世帯に対し1回限り

《 補助対象経費 》

- ①引越し業者への支払い済の費用
- ※物を運ぶ作業以外の付随的な費用(エアコン取付費、洗濯機取付費、ピアノ処分料等)は補助対象としない。また、引越し業者を使わずに引越した場合も対象としない。

《 補助金の計算 》

- ・補助対象経費 × 補助率 1 / 2
- ※ただし、50万円を上限とする。